

山梨体育・スポーツ科学学会会則

昭和 50 年 12 月 3 日制定
昭和 62 年 12 月 15 日改正
平成 2 年 3 月 21 日改正
平成 5 年 6 月 16 日改正
平成 16 年 5 月 28 日改正
平成 21 年 6 月 15 日改正
平成 26 年 6 月 13 日改正
平成 29 年 6 月 16 日改正

1. 総 則

(名称)

1. この会を山梨体育・スポーツ科学学会 (Yamanashi Society of Physical Education, Health and Sport Sciences) と称し (以下、本会とする)、一般社団法人日本体育学会の協力学会を兼ねる。

(目的)

2. 本会は体育・スポーツに関するあらゆる科学的研究をなし、体育・スポーツ科学の発達を図り体育・スポーツの実践に寄与することを目的とする。

2. 会 員

(会員の構成)

3. 本会は山梨県内に在勤または在住する者、および本会の趣旨に賛同し、本会の発展に貢献する意志のある者を以て組織する。

3. 機 関

(役員)

4. 本会には次の役員を置く。

(1) 会長 1 名 (2) 副会長 1 名 (3) 理事長 1 名 (4) 理事 10 名以内 (5) 監事 2 名以内

(役員を選出)

5. 理事長を除く役員を選出は、現理事会の推薦に基づき、総会において決定する。
6. 理事長は理事の互選により決定する。

(役員職務)

7. 会長は、本会を代表して会務を統轄する。
8. 副会長は、会長を補佐し、会長が何らかの事由により職務を遂行できない場合には、会長の任務を代行する。
9. 理事長は、本会の会務執行を統轄する。
10. 理事は、会務を遂行する。
11. 監事は、本会の会務を監査する。

(役員任期)

12. 役員任期は 2 年とする。但し重任を妨げない。
13. 役員欠員に伴い補充選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

14. 本会の運営は次の機関による。

(1) 総会 (2) 理事会

(総会)

15. 通常総会は、会長が招集して毎年 1 回これを開き、当日の出席会員を以て構成する。
16. 総会は会の運営方針を審議する外、理事および監事の選出を行い、また理事会の提出する重要事項を決議する。
17. 議長は総会ごとに出席者の中より選出する。
18. 理事会が必要と認めた場合、または会員の過半数以上より要求があった場合には臨時総会を開くことができる。

(理事会)

19. 理事会は会の運営に関する重要事項を審議する。
20. 理事会は役員をもって構成され、会長が招集して毎年 1 回以上これを開き、理事長が議長となる。

(議決)

21. 総会および理事会の議事は出席者の過半数を以て決する。

4. 事 業

(活動)

22. 本会の目的を達するために次の事業を行う。
 - (1) 研究会、講演会等の開催
 - (2) 機関誌「山梨体育・スポーツ科学研究」の発行およびその他の出版
 - (3) その他この会の目的に資する諸事業
23. 本会の事業を推進するために、部会をおくことができる。

5. 会 計

(経費)

24. 本会の経費は次の収入によって支出する。
 - (1) 会費
 - (2) 事業収入
 - (3) 補助金および寄附金

(会費)

25. 会員の会費は年額 2,000 円とする。
(会計年度)
26. 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日とする。

6. 附 則

(事務局)

27. 本会の事務局は理事会で決定した場所におく。

(会則の改廃)

28. 本会会則の改廃は総会の議決による。
29. この会則は平成 29 年 6 月 16 日から施行し、社団法人日本体育学会甲信地域山梨体育学会会則は同日に廃止する。